

# 小作争議調査表

No. 66

(月報番號第九一號)

(昭和八年六月分)

財團協調會福岡出張所

場 所	關係人員	地主關係	原因	要 求 事 項	經 過	結 果	
福岡市 山崎町一丁目二二	地主 高取素五郎 小作人 山本素造	ナ 山本氏 (七五)	大正十五年以前借地人永田隆太郎が山本氏に賃貸しし昭和七年三月内は買収した。本年四月敷地の一部を三階を建築中。地主が承諾せず建築中止し不為とし詰問せしが山本氏が借地人を頼借せしと主張せしが因り。	土地返還請求	五月十日、福岡地方裁判所に土地返還訴訟を提起せり。 七月十八日、後藤裁判事付して、山崎浦瀬地神宮、山本氏、西村清人出立、神宮に於ては、山本氏と神宮との間に、協定の条件にて解決す。	一、争地と建築せし家賃は地主に於て四百五十円を買収せり、其敷地十坪と地主に返還す。 二、残る五坪は七月五日、借地料を以て七年八月一日より昭和十二年七月三日迄五ヶ年賃貸借の契約を訂す。	
終 熄	關係地種類面積	小作人關係團體					
昭和八年五月一日	宅地 四十五坪	ナ					

備 考	
-----	--